

日 社 協 第 1 3 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

厚生労働大臣
上野賢一郎殿

一般社団法人 日本社会医療法人協議会
会 長 加 納 繁 照



令和 9 年度社会医療法人制度及び税制改正要望について

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しております。社会医療法人は、地域医療の重要な担い手である医療法人の中で、特に地域に必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療及び新興感染症発生・まん延時における医療の提供を担っています。

しかしながら、これらの医療はいわゆる不採算医療であり、今後とも社会医療法人が国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスを適切に提供するために社会医療法人に関する制度及び税制に関し、下記要望事項を掲げました。

つきましては、その実現に向け格段のご配慮をお願いいたします。

記

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準の見直し
2. 事業報告書等の届け出期限の延長

II 社会医療法人に関する税制について

1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の抜本的な解決
2. 社会医療法人に対する寄附税制の整備
3. 社会医療法人が発行する社会医療法人債の利息の非課税
4. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃
5. 固定資産税の非課税範囲の拡充

(別紙)

I 社会医療法人制度について

1. 救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等の見直し

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等を社会の変化および地域の実情等を踏まえた要件とされたい。特に、周産期医療の分娩実施件数の基準を緩和していただきたい。（医療法第42条の2第1項第5号）

[理 由]

現行の認定要件の救急医療等確保事業中、きわめて実績基準のハードルが高く、かつ、当該地域の人口や社会環境の変化という外的事情により、実績基準充足の可否が大きく左右されるものがある。具体的には、周産期医療の実績基準が挙げられる。従来からの少子化傾向に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でさらに少子化に拍車がかかり、出生数は毎年減少しており、今後も出生数は低水準が予想される。周産期医療の実績基準を満たすことは非常に厳しくなっているため、分娩実施件数の基準を是非とも緩和していただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による救急搬送件数の減少は実績基準充足を脅かすほど大きく、このままでは認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準等を地域の実情等を踏まえて柔軟に運用する必要がある。

社会医療法人制度の安定と一層の普及を図るため、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の実績基準等は社会の変化及び地域の実情等を踏まえた要件とされたい。

2. 事業報告書等の届け出期限の延長

医療法人が毎会計年度終了後 3 月以内に行うことになっている事業報告書等の届け出を、社会医療法人は 4 月以内としていただきたい。

[理由]

医療法人が医療法第 5 2 条第 1 項に基づき毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る事業報告書等について、社会医療法人は医療法第 5 1 条第 5 項に基づき公認会計士または監査法人による監査を受けた上での届け出となっている。社会医療法人が持つ公共性・公益性の高さにより年々社会医療法人の業務が増大しており、公認会計士等の監査を受けた上での 3 月以内の届け出は時間的余裕に欠け、困難を来たしている状況にある。

よって、社会医療法人については、事業報告書等の届け出期限を 4 月以内としていただきたい。

Ⅱ 社会医療法人に関する税制について

1. 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の抜本的な解決

社会保険診療報酬および介護報酬の非課税を見直し、病院においては、仕入税額控除が適切に行われる課税取引制度（標準税率、軽減税率又はゼロ税率等）に改められたい。

（消費税法（昭和63・12・30法律108）第6条、第30条、別表第一関係）

[理 由]

社会保険診療報酬および介護報酬は非課税とされているものの、診療報酬・介護報酬には仕入消費税相当額が補填される仕組みが設けられており、実質的には国民がその負担を担っている。しかし、その負担は消費税の基本原則である受益者負担ではなく、社会保険料等を通じて被保険者全体が広く負担する仕組みとなっており、制度上の課題がある。

また、診療報酬・介護報酬による補填方式では、医療機関・介護事業者ごとの設備投資や施設整備等の実態を十分に反映できず、負担の偏在や過不足が生じている。加えて、中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において補填率算定に関する計算誤りが判明するなど補填状況の把握・検証方法にも課題が明らかとなっており、現行制度による対応には限界がある。

このため、病院においては、社会保険診療報酬および介護報酬に係る非課税制度を見直し、仕入税額控除が適切に行われる課税制度へ転換することを基本とし、その実現に向けては控除対象外消費税負担に対する還付制度等の創設を含め、あらゆる可能性を排除せず制度全体の速やかな見直しを図るべきである。

2. 社会医療法人に対する寄附税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄附が行われた場合、寄附をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金としていただきたい。（所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）

[理 由]

社会医療法人は救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療及び新興感染症発生・まん延時における医療のような採算性の乏しい公益医療事業を、地方自治体に交付される特別交付税からの繰り入れなしに運営している。

社会医療法人は、医療法第42条の2第1項第6号の公的な運営が確保されている公共性・公益性のきわめて高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。また、平成29年4月からほぼ全ての社会医療法人に法定外部監査の導入が義務づけられ、法人の公的運営が厳しくチェックされている。

社会医療法人を特定公益増進法人とし、社会医療法人が行う採算性の乏しい救急医療等確保事業等を充実強化することは、今後の国家財政が厳しい時代に超高齢化社会を支えるためにぜひとも必要である。

社会医療法人の多くは新型コロナウイルス感染症対応にあたり、これにより厳しい経営状況に置かれているが、今後も逼迫した経営状況は続くと予想される。今回のコロナ禍に、一般市民や企業から寄附の申し出を多数受けているが、税制上の措置がなされていないため寄附者の意思を生かせていない。

高い公益性をそなえた社会医療法人に対して、公的病院に対すると同等の寄附税制を早急に整備していただきたい。

3. 社会医療法人が発行する社会医療法人債の利息の非課税

社会医療法人が発行する社会医療法人債の利息を全額非課税としていただきたい。

[理 由]

社会医療法人は、現在、物価高騰、人件費の高騰等を背景に厳しい経営状態にある。社会医療法人が発行する社会医療法人債の利息を全額非課税とすることにより、社会医療法人債発行による資金調達が容易となり、経営の安定化が見込まれる。高い公益性を持つ社会医療法人の経営安定は、地域に質の高い医療サービスを安定して継続的に提供する上で重要である。

したがって、社会医療法人が発行する社会医療法人債に係る利息収入は、所得税課税においては非課税とし、法人税課税所得計算上は益金不算入とすべきである。

4. 社会医療法人の行う医療保健業の収益事業除外における業務区分撤廃

社会医療法人が行う医療保健業のうち、法人税法上の「収益事業」から除外されるものは本来業務に限定されている。社会医療法人の行う医療保健業は、医療法上の業務区分にかかわらず、すべて法人税法上の「収益事業」から除外していただきたい。

(法人税法第7条、法人税法施行令第5条第1項第29号チ)

[理 由]

社会医療法人の業務のうち、本来業務とされているのは、病院、常勤医師又は歯科医師のいる診療所、介護老人保健施設に限定されている。

これは、医療法人の設立にあたってこれらのいずれかが必須という意味での位置づけによるものである。

本来業務以外のもののうち、医療法人が行うことができる業務が附帯業務、さらに社会医療法人のみが行うことができるものが収益業務という区分になっている。

このように、医療法上の業務区分は、法人類型上必要とされるものとなっており、事業の内容と必ずしも一致していない。

よって、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。

社会福祉法人においても社会福祉法上の事業分類（社会福祉事業、公益事業、収益事業）は、医療保健業の収益事業除外の要件とはなっていない。

い。本来業務、附帯業務、収益業務のうち、医療保健業に該当しないもので、法人税法上の他の３３収益事業に該当するものは、収益事業として課税対象となるものであり、社会医療法人のすべての事業が収益事業から除外されるわけではない。

したがって、社会医療法人が行う医療保健業は、すべて法人税法上の「収益事業」から除外すべきである。

５．固定資産税の非課税範囲の拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大していただきたい。

（地方税法第３４８条第２項第１１号の５、地方税法施行令第５０条の３の２、地方税法規則第１０条の７の７）

〔理 由〕

平成２１年度税制改正により「社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産」は、固定資産税が非課税とされたところである。

社会医療法人は法人単位で認定を受けるものであるため、認定対象となった施設以外の医療施設にも高い公益性が認められる。

今後、非課税の範囲をこうした医療施設全般に拡大していただきたい。